物　品　購　入　契　約　書

１　件名

２　品名及び数量

３　納入場所

４　納入期限　　　　　　　　　年　　月　　日

５　契約金額　　　　　￥　　　　　　　　　　　　－

うち取引に係る消費税及び地方消費税額　　￥　　　　　　　　　　　－

６　契約保証金　　　　　免除

上記物品の購入について，発注者と受注者は，各々対等な立場における合意に基づいて，次の条項により公正な物品購入契約を締結し，信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため本書２通を作成し，発注者及び受注者が記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　年　　月　　日

発注者　　住　　所　　東茨城郡茨城町大字小堤１０８０

氏　　名　　　　　茨城町長　小　林　宣　夫　　印

受注者　　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　発注者及び受注者は，頭書の物品購入契約に関し，この契約書に定めるもののほか，仕様書等（別冊の仕様書，図面，入札説明書及び入札説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従いこれを履行しなければならない。

２　受注者は，頭書記載の物品を頭書記載の納入期限までに納入し，発注者に引渡すものとし，発注者は，その契約代金を受注者に支払うものとする。

３　受注者は，この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者と協議がある場合を除き，物品を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

４　受注者は，この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は，日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は，日本円とする。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き，計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

８　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては，民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は，日本国の法令に準拠するものとする。

１０　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては，日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は，この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，発注者の書面による承諾を得た場合は，この限りでない。

（条件変更等）

第３条　受注者は，物品を納入するにあたり，次のいずれかに該当する事実を発見した場合は，その旨を直ちに発注者に通知し，その確認をしなければならない。

　一　仕様書，図面，入札説明書及び入札説明書に対する質問回答書が一致しないとき。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

　二　仕様書等に誤謬又は脱漏があるとき。

　三　仕様書等の表示が明確でないとき。

　四　履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違するとき。

　五　仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたとき。

２　発注者は，前項の規定による確認を請求された場合又は自ら前各号に掲げる事実を発見した場合は，受注者立会いの上，調査を行わなければならない。ただし，受注者が立会いに応じない場合は,受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

３　発注者は，受注者の意見を聴いて，調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要がある場合は，当該指示を含む。）をとりまとめ，調査の終了の日から起算して７日以内に，その結果を通知しなければならない。ただし，その期間内に通知できないやむを得ない理由がある場合は，あらかじめ，受注者の意見を聴いた上，当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において，必要があると認められる場合は，発注者は，仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

（契約内容の変更等）

第４条　発注者は，必要があるときは，契約の内容を変更し，又は物品の全部若しくは一部の納入を一時中止することができる。この場合において，納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは，発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

２　受注者は，前項の場合において，受注者が損害を受けたときは，発注者は，その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は，発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の請求による納入期限の延長）

第５条　受注者は，天災その他の不可抗力，又はその他受注者の責めに帰すことができない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは，納入期限内にその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は，発注者と受注者とが協議して書面により定める。

２　前項の申し出は，納入期限内になさなければならない。ただし，特別の理由がある場合はこの限りでない。

（損害）

第６条　物品の引渡し前に，物品に生じた損害その他物品の納入にあたり生じた損害については，受注者がその費用を負担する。ただし，その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者がその費用を負担する。

２　物品の納入にあたり第三者に及ぼした損害について，当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならない場合は，受注者がその賠償額を負担する。ただし，発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者がその賠償額を負担する。なお，受注者が，発注者の指示が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかった場合はこの限りでない。

（納入の通知等）

第７条　受注者は，物品を納入したときは，その旨を発注者に通知しなければならない。

２　受注者は，前項の規定により物品を納入するときは，当該物品に納品書を添えなければならない。

（検査及び引渡し）

第８条　発注者は，受注者から前条第１項の規定による通知を受けたときは，その日から起算して１０日以内に受注者の立会いのうえ検査を行わなければならない。ただし，受注者が立会に応じない場合は，受注者の立会いを得ずに検査を行うことができる。この場合，発注者は当該検査の結果を受注者に書面にて通知しなければならない。

２　第１項の検査に合格した場合，受注者は，速やかに発注者にその物品を引渡さなければならない。

３　第１項の検査に合格しない場合，受注者は，発注者の指定する期日までにその物品の取替え，改造又は補修をして再検査を受けなければならない。この場合においては，前２項の規定を準用する。ただし，契約金額の増額又は納入期限の変更をすることはできない。

４　物品の納入及び検査に要する費用は，特別の定めをした場合を除き受注者の負担とする。

（契約代金の支払い）

第９条　受注者は、前条第１項の検査に合格し，引渡しを完了したときは，書面により契約代金の支払いを発注者に請求することができる。

２　発注者は，前項の規定による請求を受けたときは，その日から起算して３０日以内（以下「約定期間」という。）に契約代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責めに帰すべき理由により前条第１項の期間内に検査をしないときは，その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は，約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において，その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは，約定期間は，遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分引渡し）

第１０条　受注者は，分納期限を定めた物品を納入し，第８条第１項の検査に合格し，引渡しを完了したときは，書面により当該物品に対する契約代金相当額の支払いを発注者に請求することができる。

２　前条第２項及び第３項の規定は，前項の場合に準用する。

（瑕疵担保）

第１１条　発注者は，受注者が納入した物品に瑕疵があるときは，受注者に対して相当の期間を定めて，目的物の取替え若しくは瑕疵の修補を請求し，又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

２　前項の規定による請求は，第８条第２項の規定による物品の引渡しを受けた日から起算して１年以内にしなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第１２条　受注者の責めに帰すべき理由により，納入期限（分納の期日を定めたときはその期日）までに物品を納入することができない場合において，納入期限後相当の期間内に納入する見込みのあるときは，発注者は，受注者から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

２　前項の損害金の額は，契約金額からすでに検査に合格し引渡しを完了した物品に相応する契約代金を控除した額に対して，遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）の割合で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき理由により，第９条第２項及び第１０条第２項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては，受注者は，遅延日数に応じ，遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第１３条　受注者が，次のいずれかに該当したときは，受注者は，発注者の請求に基づき，契約額（この契約締結後，契約額の変更があった場合には，変更後の契約額）の10 分の１に相当する額を，違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し，受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２ 年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反したことにより，公正取引委員会が受注者に対し，独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い，当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１ 条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

二　納付命令又は独占禁止法第７条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において，この契約に関し，独占禁止法第３条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により，受注者に独占禁止法第３条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において，この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い，これが確定したときは，当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり，かつ，当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し，受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項第１号若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは，受注者は，当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ，年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の解除権）

第１４条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，契約の全部又は一部を解除することができる。

一　その責めに帰すべき理由により，納入期限までに物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二　第８条第１項の検査の結果，物品の全部又は一部が不合格となり，合格すると認められる物品を納入することができないと発注者が認めたとき。

三　前各号に掲げる場合のほか，受注者が契約に違反し，その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

四　第１６条第１項の規定によらないで，受注者が契約の解除を申し出たとき。

五　受注者が次のいずれかに該当するとき。

　　ア　その役員等（受注者が個人である場合にあってはその者を，受注者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時本契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

　　イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　ウ　その役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

　　エ　その役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与する等，直接的又は積極的に暴力団の維持，若しくは運営に協力し，又は関与していると認められるとき。

　　オ　その役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

　　カ　下受注契約，その他の契約に当たり，その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら，当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

　キ　アからオまでのいずれかに該当する者を下受注契約，その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において，発注者が当該契約の解除を求めたにもかかわらず，これに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合において，既納物品があるときは、発注者の所有とすることができる。この場合において，発注者は，当該物品の契約代金相当額を受注者に支払わなければならない。

３　第１項の規定により契約が解除された場合は，受注者は，契約金額又は契約を解除する部分の契約金額相当額の１／１０を違約金として，発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（発注者の任意解除権）

第１５条　発注者は，必要があるときは，契約を解除することができる。

２　前条第２項の規定は，前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

３　第１項の規定により契約を解除した場合には，発注者は，これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。ただし，その賠償額は，発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の解除権）

第１６条　受注者は，次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一　第４条第１項に規定する協議が整わないとき。

二　天災その他の不可抗力により物品を完納することが不可能となったとき。

三　発注者が契約に違反し，その違反により物品を納入することが不可能となったとき。

２　第１４条第２項及び前条第３項の規定は，前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（損害金等の徴収）

第１７条　受注者がこの契約に基づく違約金，損害金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは，発注者は，その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払いの日まで，遅延利息の率の割合で計算した利息を付した額と，発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し，なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には，発注者は，受注者から遅延日数につき遅延利息の率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第１８条　この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき，協議が整わない場合，その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には，発注者と受注者とが協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

（補則）

第１９条　この契約書に定めのない事項については，必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。